

UHEC 建築物省エネルギー消費性能適合性判定業務 料金表

※表1～4の料金は、当社に建築確認申請・計画通知・住宅性能評価等を併せて申請いただいた場合の税込金額（単位：円）となっています。

【住宅用途に係る料金】

表1 標準計算

一戸建ての住宅 または 併用住宅の 住宅部分	住宅の床面積 (㎡)	料 金			
	300未満	55,000			
	300～500未満	110,000			
	500～	見積とさせていただきます			
共同住宅等 (・共同住宅 ・長屋 ・複合建築物の 住宅部分)	延べ床面積 (㎡)	①基本料金 (共通)	②住戸料金 (N=住戸数)	③共用部分※ (共通)	料金合計
	500未満	110,000	4,400 × N	110,000	①+②+③
	500～1,000未満		4,180 × N		
	1,000～2,000未満		3,850 × N		
	2,000～5,000未満		3,520 × N		
	5,000～10,000未満		3,300 × N		
	10,000～20,000未満		2,750 × N		
	20,000～50,000未満		1,980 × N		
	50,000～		1,650 × N		

※ 共用部分の計算を行わない場合は、③の加算はありません（表2も同様）。

表2 標準計算・仕様基準併用（併用計算）

一戸建ての住宅 または 併用住宅の 住宅部分	住宅の床面積 (㎡)	料 金			
	300未満	44,000			
	300～500未満	88,000			
	500～	見積とさせていただきます			
共同住宅等 (・共同住宅 ・長屋 ・複合建築物の 住宅部分)	延べ床面積 (㎡)	①基本料金 (共通)	②住戸料金 (N=住戸数)	③共用部分※ (共通)	料金合計
	500未満	88,000	3,300 × N	88,000	①+②+③
	500～1,000未満		3,080 × N		
	1,000～2,000未満		2,860 × N		
	2,000～5,000未満		2,640 × N		
	5,000～10,000未満		2,530 × N		
	10,000～20,000未満		1,980 × N		
	20,000～50,000未満		1,430 × N		
	50,000～		1,100 × N		

表3 コース2（省エネ適判と住宅性能評価等を当機関に申請し手続きの合理化が可能な場合）

一戸建ての住宅または併用住宅の住宅部分		見積とさせていただきます		
共同住宅等 (・共同住宅 ・長屋 ・複合建築物の 住宅部分)	住戸数 (戸)	①基本料金 (共通)	②住戸料金 (N=住戸数)	料金合計
	～100未満	55,000	—	①+②
	100～		550 × N	

【住宅・その他の料金について】

①複合建築物及び併用住宅の場合、住宅用途の料金と非住宅用途の料金をそれぞれ算出し、合わせた額とします。

【非住宅用途に係る料金】

表4

非住宅の床面積 (㎡)	a. ホテル・病院・老人ホーム・ 集会所等及び用途b・cを含む 複数用途の場合		b. 事務所・百貨店・学校・飲食店等 及び用途cを含む複数用途 (用途aを含む場合はa)		c. 工場・倉庫 (用途a・bを含まないもの)	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST
100未満	110,000	176,000	77,000	132,000	55,000	110,000
100～300未満	132,000	198,000	88,000	159,500	66,000	132,000
300～500未満	143,000	242,000	99,000	178,200	77,000	143,000
500～1,000未満	176,000	286,000	110,000	203,500	88,000	165,000
1,000～2,000未満	198,000	352,000	121,000	231,000	99,000	187,000
2,000～3,000未満	231,000	396,000	143,000	275,000	121,000	220,000
3,000～4,000未満	264,000	462,000	176,000	308,000	132,000	242,000
4,000～5,000未満	286,000	517,000	209,000	363,000	154,000	264,000
5,000～6,000未満	319,000	550,000	242,000	385,000	165,000	286,000
6,000～8,000未満	341,000	572,000	253,000	418,000	176,000	308,000
8,000～10,000未満	352,000	605,000	264,000	440,000	187,000	330,000
10,000～20,000未満	385,000	693,000	308,000	495,000	220,000	385,000
20,000～30,000未満	440,000	748,000	341,000	550,000	242,000	418,000
30,000～40,000未満	462,000	792,000	363,000	605,000	264,000	440,000
40,000～50,000未満	473,000	825,000	385,000	660,000	286,000	462,000
50,000～100,000未満	572,000	990,000	462,000	770,000	352,000	550,000
100,000～200,000未満	715,000	1,100,000	550,000	880,000	440,000	715,000
200,000～300,000未満	990,000	1,430,000	660,000	1,100,000	550,000	825,000
300,000以上	1,210,000	1,650,000	935,000	1,320,000	704,000	935,000

【非住宅・その他の料金について】

- ①省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又は計算手法をモデル建物法とする際にその対象となる室もしくは設備のない適合義務対象建築物は、一律55,000円/件 とします。

【共通・その他の料金について】

- ①計画変更：計画変更判定（以下「変更」という。）料金は、変更時の各表の面積に応じた料金の60%とします。
また、2回目以降の変更は40%としますが、その金額が33,000円未満の場合は、33,000円とします。
ただし、以下 i 又は ii の場合は新規の料金を適用します。
i 直前の判定を当機関以外で受けている場合
ii 計算手法の変更、省エネ基準適合の評価方法等を変更し、表1～4の各種別適用が変更となる場合
- ②軽微変更：軽微変更該当証明申請（以下「軽微変更」という。）料金は、軽微変更時の各表の面積に応じた料金の60%とします。
また、2回目以降の軽微変更は40%としますが、その金額が33,000円未満の場合は33,000円とします。
ただし、以下 i の場合は新規の料金を適用します。
i 直前の判定を当機関以外で受けている場合
- ③増改築：工事種別が増改築の場合は、増改築部分の床面積を算定面積とします。
- ④省エネのみ：当機関以外の確認申請又は計画通知で、省エネ適用のみを当機関で行う場合は、各料金に20%を加算します。
- ⑤減 額：業務規程第19条第1項(2)に規定する減額の上限は、40%とします。
- ⑥増 額：業務規程第20条第1項に規定する増額の上限は、20%とします。
- ⑦再発行：適合判定通知書・軽微変更該当証明書の破損等での再発行は、1通につき11,000円を申し受けます。

【参 考】

●表4における用途の区分は下表のとおりとします。

a. ホテル・病院・ 老人ホーム・ 集会所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・図書館、博物館、その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・体育館、公会堂、集会場、ポーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
b. 事務所・百貨店・ 学校・飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの ・飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
c. 工場・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

●業務規程第19条第1項(2)の規定（減額要件）

複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。

●業務規程第20条第1項の規定（増額要件）

判定料金は、申請する建築物が複合建築物等複雑な設計要素による場合、その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。